

JIS

カラーインクジェット方式のプリンタ及び プリンタ複合機のインクカートリッジ 印刷可能枚数測定方法

JIS X 6937 : 2024
(ISO/IEC 24711 : 2021)
(JSA)

令和 6 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 菌 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	中 島 昭 能	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.9.20 改正：令和 6.5.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 試験要素及び条件	5
4.1 下準備	5
4.2 サンプル数	6
4.3 印刷モード	7
4.4 試験環境	7
4.5 用紙	8
4.6 保守	8
4.7 試験ファイル	8
5 測定方法	9
5.1 測定手順	9
5.2 すじ発生時の処置手順	10
5.3 カートリッジ不良、プリントヘッド不良又はプリンタ不良の取扱い手順	11
6 印刷可能枚数の決定及び公表方法	12
6.1 主要カートリッジの印刷可能枚数公表値の決定	12
6.2 補助カートリッジの印刷可能枚数公表値の決定	13
6.3 試験報告書	15
6.4 印刷可能枚数の公表方法	15
附属書 A (参考) かすれの例	21
附属書 B (参考) すじの例	22
附属書 C (規定) 試験報告様式	23
附属書 D (参考) プロセスフローチャート	27
附属書 E (規定) JIS X 6931 とのインクジェット性能の対比方法	29
解 説	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 6937:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

カラーインクジェット方式のプリンタ及びプリンタ 複合機のインクカートリッジ印刷可能枚数測定方法

Method for the determination of ink cartridge yield for colour inkjet printers and multi-function devices that contain printer components

序文

この規格は、2021年に第4版として発行されたISO/IEC 24711を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、標準的なコンシューマタイプ（実用タイプ）の“標準テストページセット”を使用して、カラーインクジェットプリンタ製品のインクカートリッジ（すなわち、プリントヘッド一体型カートリッジ及びプリントヘッド分離型カートリッジ。以下、カートリッジという。）の印刷可能枚数を測定する方法の標準化を目的としている。カートリッジセットが複数のプリンタ機種で使用可能な場合、プリンタ機種間の差がそのカートリッジの印刷可能枚数に影響を与えない限り、1機種だけの試験でよいということである。

注記 カートリッジ供給業者は、単一のカートリッジに対し、複数の市場識別情報（型名）を使用することが可能である。“印刷可能枚数に影響を与えない”ということは、カートリッジに型名以外の差異がない限り、必要な試験は1機種だけでよいということである。

カートリッジの寿命は、通常、印刷可能枚数で表している。

この規格は、次の事項を規定している。

- 製造業者、試験機関などが“カートリッジの印刷可能枚数”を決定するために行う測定の方法
- 製造業者、試験機関などが、測定結果からカートリッジの印刷可能枚数公表値を決定する方法
- 製造業者が使用者に提供する資料類に、カートリッジの印刷可能枚数を記載する適切な方法

カートリッジの寿命の判定は、カートリッジ内の使用可能なインクを消耗することによって発生する“画像のかすれ”又は“インクなし検知機能による自動印刷停止”という二つの現象のいずれかで行う。この規格の用途の一つとして、測定された印刷可能枚数からランニングコスト（ページ単価＝コスト／ページ）の見積りを算出を行うことが考えられる。ただし、この規格から求められる印刷可能枚数は、ランニングコストの見積りを行う上での一つの要素に過ぎないため、コストの見積りを行うにはこの規格の規定になり要素も考慮する必要がある。ランニングコストの計算方法を提供することは、この規格の適用範囲外である。